



# その場でわかる！ 遺言書作成のルール

遺言書を書こうか迷っている方

書き方がわからない方にはもちろん

自分には必要ないと思っている方にも

遺言書を書いてほしい人がいる方にも

まずは、「遺言書」とはどんなものか、何が必要なのか、費用等について基本のポイントをわかりやすく説明します。

遺言書の作成には、厳格なルール(民法)が存在します。このルールに反すると、せっかく書いた遺言も無効となります。



遺言書	
第一条	妻K子と長女M子には、自宅の土地建物(7000万円相当)と預金3000万円を相続させる。2人で助け合って暮らして下さい。
第二条	愛するS子、S子には5000万円のマンション一室と、預金5000万円を遺贈する。S子は子どもがいないので、1億円は必要と考えた。
190×年 ○月×日 黒川 K夫印	

遺言書作成の基本を理解し、実際に遺言書を作成しましょう

(注:作成する遺言書は練習用の簡易なサンプルです。)

講義は相続実務の経験豊富な専門家が担当し、ポイントをわかりやすく説明します。



## 【内容】

1. 本当に必要？遺言書
2. 遺言書に種類があるの？
3. 遺言書にも基本ルールがある
4. 書き方次第で相続争い防止！のポイント
5. 実際に遺言書(自筆証書遺言サンプル)を作成しましょう！



◆講師：やまき法務事務所 代表・行政書士 山内麻紀子

◆日時：2012年11月27日(火)9時30分から10時45分

◆場所：一宮産業体育館 1階 第1会議室  
一宮市野口一丁目6-22

◆参加費：1000円(当日集金します)

◆持ち物：

ペン(遺言書作成に使用するので書きなれたものをお持ちください)

印鑑(遺言書作成に使用します。練習ですので認印もしくはシャチハタをお持ちください)



お問合せ・お申込み

ホームページから <http://ichinomiyaigaiku.com/> または、  
いちのみや大学事務局(有限会社人の森内)メール [info@ichinomiyaigaiku.com](mailto:info@ichinomiyaigaiku.com)  
電話 080-4227-8641 / FAX 0586-72-5445